標体修理（第二回）特記仕様書

第一章　履行概要

1　総則

本仕様書は、第四管区海上保安本部（以下「当本部」という。）が発注する請負契約について適用する。

2　契約件名

標体修理（第二回）

3　品目及び数量

品目	規格	数量	備考		
			製造番号	製造年度	標識名
標体	Ｌ－１型	５基	43234	H04.11	名古屋港北航路第五号灯浮標
			43269	H08.12	名古屋港庄内川導流提南方灯浮標
			43271	H09.12	名古屋港潮見ふ頭南方灯浮標
			43275	H10.12	名古屋港北航路第六号灯浮標
			43300	H17.12	名古屋港北航路第三号灯浮標

4　履行場所

名古屋港浮標基地　〒455-0023 名古屋市港区東築地町 28-2　TEL052-694-6799

5　履行期限

平成 26 年 10 月 31 日

6　管理連絡先

第四管区海上保安本部（交通部整備課）

〒455-8528 名古屋市港区入船 2-3-12　TEL052-661-1611

第四管区海上保安本部 名古屋港浮標基地

〒455-0023 名古屋市港区東築地町 28-2　TEL052-694-6799

7　仕様

（１）本修理の仕様は、名古屋港浮標基地に保管している標体の修理、整備及び塗装を行うためのものである。

詳細については第二章 標体修理仕様による。

なお、本特記仕様書に定めのない事項については、「灯浮標等設置工事共通仕様書」（海上保安庁交通部整備課　平成２４年１２月１３日）の定めによるものとする。

（２）貸与施設は、修理の施工にあたり、浮標基地の施設、機器を使用する際、「貸与施

設運用上の注意事項」（別紙１）に従う。また、貸与を受ける際は、事前に届け出を行う。

貸与施設は、次のとおりとする。

１５ｔ走行ジブクレーン	１台
自走式標体回転作業台車	２台
ホイストクレーン１ｔ	２台

8　検査

履行完了に当っては、当本部が指定する検査職員の検査を受けること。

9　その他

（1）本仕様書及び契約の履行について疑義を生じた場合は、担当職員と協議するものとする。

（2）支払いについては、検査合格後、第四管区海上保安本部総務部長あて請求すること。

第二章　標体修理仕様

２－１　適　用

本仕様は、標体修理、整備及び塗装を行うためのものである。

２－２　施工場所

第四管区海上保安本部　名古屋港浮標基地

愛知県名古屋市港区東築地町２８－２　℡052-694-6799

２－３　材　料

使用する材料は、製造工場又は指定場所において寸法・外観・員数の検査を行うと共に、鋼材の材料証明（ミルシート）、製造業者の出荷証明・カタログ等を、各１部提出すること。

但し、使用材料とミルシートは、照合し同一のものであることを確認できるように処理しておくこと。

２－４　検　査

（１）検査事項

本仕様書及び監督職員の指示する工程に達した時点で所定の検査を受けるものとする。

なお、検査に要する費用は全て請負者の負担とする。

（２）検査項目

イ 材料検査

材料については、加工前に外観・寸法・規格等の確認を行い、監督職員が指示する主要鋼材は、日本工業規格（ＪＩＳ）もしくはそれに準拠する材料試験を実施する。

ロ 構造検査

鋼製部分の製作・組立が完了後、各部の寸法測定・構造・機能について、所定の検査を実施し、検査成績表を提出する。

ハ 気密検査

浮体部床板の修理作業を実施した場合は完了後、床板下に空気圧0.03MPaを加えて行う。また浮体（床板を除く）の胴板、鏡板及びマンホール本体の修理を実施した場合は完了後、床板ソケットを開放した上で、0.1MPaを加えて行う。

ニ 塗装検査

鋼材の下地処理の状況は各工程毎にカラー写真撮影を行い、塗装においても各工程毎にカラー写真撮影及び塗膜測定を行う。下地処理完了後及び塗装完了後の検査時に、写真及び塗膜計測表を提出のうえ監督職員の確認を得るものとする。

ホ その他の検査

監督職員が必要と認める部分については所要の検査を実施する。

ヘ 工場完成検査

資材製作完了後、予め監督職員に申し出、原則として製作工場において完成検査を受けるものとする。

ト 納入場所検査

納入場所において、輸送中の衝撃等による損傷等がないことを予め確認し、監督職員に申し出の上、納入場所検査を受けるものとする。

チ 完了検査

全工程完了時に監督職員に申し出のうえ、監督職員の確認を受けた後、検査職員の完了検査を行う。

２－５　標体修理

別表１の標体修理区分に従い修理を行う。

整備項目一覧

項　目	図番	備考
マンホールパッキン受座・受座補強	1	
マンホール蓋受板	1	
マンホール蓋止金具	1，6	
通気管防水金具、ゴムホース	2	
電池押え蓋	3	
櫓取付座	4	
通気管固定金具	2，5	
配線用丸棒	6	
防護枠鳥除け用普通鉄線	7	
踊場安全帯用丸棒	8	
浮体上部安全帯用丸棒	8	
吊り下げ式鳥よけ金物	9	
吊環肉盛	10	

２－５－１　マンホールパッキン、受座、受座補強、蓋受板、蓋止め金具取替

浮体部のマンホール各部についての取替を行う。

なお、使用するパッキンの材料は以下のとおりとする。

マンホールパッキン：ネオプレンゴム（打抜き）t15*w35*L2,072mm

接着剤：ＪＩＳ　Ａ　５５４９造作用接着剤（Ｆ☆☆☆☆）

２－５－２　ゴムホース取替

入排気管部のゴムホース及びステンレスバンドの取替を行う。

なお、使用する材料は以下のとおりとする。

ゴムホース：ネオプレンゴム　　φ48.6-L270mm

固定金物　：ステンレスバンド　φ60

２－５－３　通気管防水金具整備、通気管固定金具取替

通気管防水金具の整備及び固定金具の取替を行う。

なお、通気管防水金具は取外し、分解、ケレン、清掃を行い、ピンポン

玉を新替の上、組立し取り付ける。

２－５－４　電池押え蓋整備

電池押え蓋のゴム板を接着剤にて貼り直すとともに、図示の位置にφ８の穴を４箇所あける。

２－５－５　櫓取付座取替

既設の櫓取付座を撤去し、溶接用櫓取付座へ取替る。

２－５－６　配線用丸棒取替

図示のとおり、各機器間配線用の丸棒を取替える。

２－５－５　取替・取付・補修

（１）部材の切断面等は、必ず面取りを行うこととし、鋼材の曲げ、絞り等に際しては、割れ、亀裂等が生じないように行う。

（２）溶接は、アーク溶接とし、ＪＩＳ　Ｚ３８０１に適合すること。
なお、作業姿勢は下向きを原則とする。

（３）溶接棒は、板厚に適合した心線径のものを使用すること。
（軟鋼用被覆アーク溶接棒　　JIS Z-3211）
（ステンレス鋼被覆アーク溶接棒　JIS Z-3221）

（４）溶接時に発生した酸化被膜は、完全に除去する。

（５）施工に用いる機材等が浮標基地へ搬入できない作業は、請負者の工場又は施工可能な施設へ資材を搬出し施工するものとする。
なお、浮標基地での修理等が可能な作業であっても、監督職員と協議のうえ請負者の工場へ運搬し施工できるものとする。

２－６　標体塗装

塗装は、鋼材の取替、取付、補修が完了した後、別表２、３を参照のうえ下記の仕様の該当する箇所について実施する。

２－６－１　素地調整

素地調整は、下記及び灯浮標等設置工事共通仕様書（第六章　４下地調整）に従い実施する。

（１）素地調整（ケレン）の区分

区分		素地調整種別（ケレン）
標体外部	喫水上部	第１種・第３種・第４種
	喫水下部	第１種・第３種
標体内部		第３種・第４種

（２）素地調整の種別

イ　第1種ケレン　：ミルスケール、錆及び異物の残留痕が、点又は線状の

わずかな汚れとして残る程度までブラストを行った後、全面を乾燥した圧縮空気又は清浄なブラシ等で掃除する。

ロ　第3種ケレン　：全面的に工具をあて、劣化塗膜を除去し発錆部は錆を落とし鉄肌を出す。

ハ　第4種ケレン　：劣化塗膜及び発錆の部分を除去した後、全面を清掃する。

２－６－２　塗装

（１）別表２、３のとおり

（２）塗装は、エアレス吹き付けを標準とし、塗装工程を厳守し、むらがなく塗面が一様になるように行う。

（３）塗膜の気密性は十分留意し、強風、雨天、高湿度、油気等の塗装に不適な環境下では実施しない。

（４）ボルトナット（ステンレス）、パッキン、蝶番等は塗装しない。

（５）標識名等を別表３、４、「海保tel.118」を別表５に従い記入する。

（６）マンホールの塗装の際に滑止めとしてケイ砂４号を混合する。

２－６－３　作業確認

下記については、監督職員の確認を受ける。

（１）材料が全部揃ったとき。

（２）取替・取付・補修・撤去等の修繕項目が終了したとき。

（３）素地調整が完了したとき。

（４）各工程の塗装が完了したとき。

２－６－４　塗膜厚　判定基準

塗膜厚は仕様以上とする。

測定は、錆止め塗料塗装後及び塗装完了時実施し、測定点の平均膜厚は塗装仕様（別表３）に示した値以上とする。

２－６－５　塗装区分

塗装区分は、下記のとおりとする.

標体型式	位　　置
Ｌ－１	胴板上端から下方に　600mm

指定する塗装のマンセル値及び塗料用標準色見本帳は、次表のとおり。

※2013年塗料用標準色見本帳Ｇ版（社団法人 日本塗料工業会）

色	マンセル値	塗料用標準色見本帳
赤	7.5 R 4/14	Ｇ０７－４０Ｘ
緑	5 G 4/8	Ｇ４５－４０Ｐ
黒	Ｎ 1.0	ＧＮ－１０
黄	2.5 Y 8/14	Ｇ２２－８０Ｘ
白	Ｎ 9.5	ＧＮ－９５

２－７　提出書類

別表６のとおり。

２－８　その他

（１）浮標基地の設備上において施工が困難な作業（ブラスト作業等）は、請負者の工場又は施工可能な施設等へ資材を搬出して施工し、別表６の書類を監督職員に提出し承諾及び検査を受けるものとする。

（２）修理が完了した標体は、監督職員の指定する場所に容易に動かないよう標体敷台を使用し定置する。

（３）調査

イ　公共事業労務費調査

本修理は、公共事業労務費調査の対象とする。

調査票及び説明書等については、監督職員から配布するものとする。

ロ　諸経費動向調査

本修理は、諸経費動向調査の対象とする。

調査票及び説明書等については、監督職員から配布するものとする。

ハ　施工実態調査

本修理は、施工実態調査の対象とする。

調査票及び説明等については、監督職員から配布するものとする。

貸与施設運用上の注意事項

別紙１

１．適用範囲

本件施工にあたって、浮標基地の貸与施設を使用するときは、この注意事項に従って、安全に作業を実施すること。

２．関係法令等の遵守

貸与施設を使用するときは、特に下記関係法令等を遵守し労働災害防止に努めなければならない。

イ．労働安全衛生法　(昭和47. 6. 8 法律第 57号)
ロ．労働安全衛生法施行令　(昭和47. 8. 1 政令第318号)
ハ．労働安全衛生規則　(昭和47. 9.30 省令第 32号)
ニ．クレーン等安全規則　(昭和47. 9.30 省令第 34号)
ホ．浮標基地安全作業心得

３．有資格者

１５ｔ走行ジブクレーン、ホイストクレーン１ｔを運転する者、玉掛け作業を行う者は、関係法令に定める有資格者とし、始業前に免許証等を監督職員に提示して確認を受けること。

４．慣熟運転

貸与施設を運転する者は、各施設の取扱説明書によりその性能について確認するほか、運転技能を慣熟しておくこと。

また、クレーン作業については運転手１名、玉掛及び合図者１名、振れ止め者１名以上の組作業とすること。

５．使用手続・報告等

クレーンを運転する場合は、浮標基地所定の申込書により使用許可を受けること。

請負業者の現場責任者と運転者の両者立会いの上、規定の点検を行い異常のないことを確認後使用すること。また終了時点検等の結果を使用申込書に記入の上報告し、運転日誌を記入すること。

６．浮標基地

（１）浮標基地に立ち入るとき、あるいは退出するときは、必ず監督職員に連絡する。
（２）標体は密閉性が高く、接地が不安定な状態で固定されているので、換気及び感電防止の対策を十分に施し、可動部の回転や脱落等による人身事故に十分に注意して施工する。
（作業は必ず２人以上の組作業とする。）